明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附則第三条第二項の表第二十九条の項中「五分の一」を「二十分の三」に改め、同表第三十条第一項の項中「五分の四」を「二十分の十七」に、「五分の一」を「二十分の三」に改め、同表第三十条第一項の表九月の項の項及び第三十条第一項の表三月の項の項中「百五十億円」を「二百億円」に改め、同条第三項中「平成三十六年度において」を「令和四年度及び令和五年度において」に改め、同項の表第二十七条の項を次のように改める。

第二十七条	森林環境税の収入額に相当する額	五百億円

附則第三条第三項の表第二十八条第一項の項中「五分の四」を「二十五分の二十二」に改め、同表第二十九条の項中「五分の一」を「二十五分の三」に改め、同表第三十条第一項の項中「五分の四」を「二十五分の二十二」に、「五分の一」を「二十五分の三」に改め、同表第三十条第一項の表九月の項の項中「三月」を「当該年度の初日の属する年の三月」に、「四月から翌年の二月までの間において収納すべき森林環境税の収入額の見込額の二分の一に相当する額（次項において「見込譲与額」という。）」を「二百五十億円」に改め、同表第三十条第一項の表三月の項の項中「九月」を「当該年度の初日の属する年の九月」に改め、「係る森林環境税の収入額」の下に「に相当する額」を加え、「四月から翌年の二月までの間において収納した森林環境税の収入額から見込譲与額及び利子支払額を控除した額」を「二百五十億円」に改め、同条第四項中「平成三十七年度から平成四十年度までの各年度」を「令和六年度」に、「第二十七条から第三十条まで」を「第二十七条及び第三十条」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十七条	相当する額	相当する額に三百億円を加算した額
第三十条第一項の表九月の項	三月から八月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	四月から翌年の二月までの間における収納すべき森林環境税の収入額の見込額の二分の一に相当する額（次項において「見込譲与額」という。）に百五十億円を加算した額
第三十条第一項の表三月の項	九月から翌年の二月までの間の収納に係る森林環境税の収入額に相当する額	四月から翌年の二月までの間における収納した森林環境税の収入額から見込譲与額を控除した額に相当する額に百五十億円を加算した額

附則第三条第五項を削る。

附則第四条中「平成三十六年度」を「令和六年度」に改める。

附則第七条中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第八条のうち、地方税法第二十七条第二項の改正規定中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改め、同法第三百三十四条の改正規定中「第三百三十四条」を「第三百三十五条」に改め、「においては、」及び「「規定」を「定め」に、「外」を「ほか」に」を削り、「あわせて」を「併せて」に改め、同法第五章中第二節を第三節とし、第一節の次に一節を加える改正規定中第七百三十九条の六に係る部分を次のように改める。

（道府県が行う滞納処分に関する罪等）

第七百三十九条の六　個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が前条第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に前条第一項又は第二項の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二　前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

5　前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6　法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者（当該社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項から第四項までの違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

7　法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則第九条第一項中「平成三十六年度」を「令和六年度」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第二項及び第三項中「平成三十六年度」を「令和六年度」に改め、同条第四項中「第三百三十四条」を「第三百三十五条」に、「平成三十六年度」を「令和六年度」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「平成三十六年度」を「令和六年度」に、「平成三十五年度分」を「令和五年度分」に改める。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正）

第七条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第七十二条の二十四の七第五項」を「第七十二条の二十四の七第六項」に改め、同条に次の一号を加える。

五　収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人　基準法人収入割額に百分の四十の税率を乗じて得た金額

第十四条第一項中「第五十三条第二十項」を「第五十三条第三十二項」に、「第五十三条第三十四項、第三十七項及び第三十八項」を「第五十三条第四十五項、第四十八項及び第四十九項」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「第三百二十一条の八第三十四項、第三十七項及び第三十八項」を「第三百二十一条の八第四十五項、第四十八項及び第四十九項」に改める。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第二十七条の二　第八条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により都道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則第一条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第二条第二項中「平成三十二年五月」を「令和二年五月」に改める。

附則第三条第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。